

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

提出資料

(第1回会合でのヒアリングの補足資料)

54歳の夫を2005年に胸膜中皮腫で亡くしました。「息が苦しい」と言い出してから、半年しか生きることができませんでした。夫は営業職や事務職の仕事をしていましたので、アスベストを直接扱う仕事をしたことはもちろんありません。労災にならないかと考え申請もしましたが、認定されませんでした。

夫は経済的にも精神的にも家族の中心的存在でしたので、病気になったことで家族をめぐるすべての物事が変わりました。当時、救済制度はありませんでした。発病時、個人経営で仕事をしていましたが、取引先のご厚意でわずかに契約料を入れて頂いていたのが助かりました。それ以外の収入は何一つありませんでした。子どもが3人いますが、下の子が学業期の終盤にあったこと、通学校助成制度でなんとか卒業させられたことが不幸中の幸いでした。

夫の死後、ほとんどお金が手元になく、当時住んでいた東京の家の家賃も払えなかったため、大阪の実家に転居しました。夫の死後から2年程は引きこもりの状態で、誰とも話がしたくありませんでした。とても働けるような状態でもありませんでした。数年後、そのような私を知人が心配し、無理のない範囲で働ける就労先を紹介してくれました。少しずつ社会との接点を回復できるようになりました。病気になった本人も大変ですが、本人のそばにいる家族もさまざまな不安でつらい思いをします。私のように、精神的な不調に陥り、社会生活一般にも支障をきたすような遺族がいることも知って頂きたいと思います。

今も、とても貯蓄などができるような生活とはほど遠く、「これからどうなっていくのだろう」という不安でいっぱいです。遺族が、もう少し安定した生活が送れるようにならないのでしょうか。同じアスベスト被害者をできる限り平等に扱ってほしいです。

東京在住 遺族

以下は、救済制度での受給しかできず、いま岡山県で療養されている患者様から預かったお手紙を打ち直したものです。誤字の修正と下線を除いて、そのままの文章となります。

患者と家族の会 事務局様

石綿健康被害救済法見直し議論について

石綿救済法の見直し議論の意見・要望について、受給者の立場での制度の充実改善また、受給者の皆さんのお役に立てればと思い、私の体験談を書かせて頂きました。ご参考にしてください。

さて、私が中皮腫を発症したのは6年程前、48歳のときに確定診断されましたが、当時はまだ中皮腫の認知度が低く確定診断がなされるまでに、かなりの時間を要しました。(半年程度)

また、石綿救済制度を知ったのは病院からの情報ではなく、インターネットを通じて知った次第です。今では、かなり認知度も上がっていますが、病院施設・医師によっては、まだまだ偏りがあるものと思います。

私は5年半前手術を行い、右肺を全摘出し10日後合併症(気管支断端瘻)により、2か月間意識不明で生死をさまよいましたが、奇跡的に回復し半年後退院する事ができました。現在は、慢性膿胸により右の胸は開窓状態で、朝晩のガーゼ交換と医療麻薬で症状をコントロールしていますが、時々コントロールができず痛みと倦怠感に苦しむことがあり、体力的に危険な時には入院して抗生剤の点滴投与を行い対処している状態です。体重もMax時から25kg痩せてしまいました。朝晩のガーゼ交換は通院で行うことは不可能であり、妻に処置をしてもらっていますが、日常の介護と合わせ、かなりの負担が掛かっているのが実態です。とは言え、幸いにも今現在再発がなく過ごせていることには、家族・担当の先生に感謝している次第です。

私の場合、3年間休職後病氣退職となり、妻も私の看病の為やもえず離職し、その後も私の介護とガーゼ交換等により、職に就くことができていません。又、当時は3人の子供達も学生で、費用面でかなり大変な状況でありましたが、今では3人とも自立してくれました。ただ、一番下の子は経済的な事情で進学を断念しました。本当に、人生でお金が必要なときに発病・休職・退職となってしまいました。当時、会社では責任あるポジションを任されていたので悔しさでいっぱいです。いまは貯蓄と退職金を切り崩し何とか夫婦2人生活しています。いま収入は一切ありません。今後のことを考えますと、闘病生活をしていく上で、精神的・身体的・経済的に大変不安でなりません。昨年、妻が病気を患い、私も入院していた倉敷市内の病院に入院しました。この様な状況から、中皮腫患者としての意見はたくさんありますが、特に要望したい項目として3点上げさせていただきます。

- ① 早期発見・積極的治療を誰でも平等に受けられる様に、病院施設間・医師間の偏りを低減する活動と、救済制度がスムーズに活用できる様、病院を基点としてのシステム作りを充実させてほしいです。
- ② 社会全体が石綿に対して恩恵を受けていたと言う観点からの救済制度であると認識しており、発病し働くことのできなくなった患者・家族にとっては、医療行為・療養行為だけの救済ではなく、闘病生活を送る上での精神的・身体的な苦痛に対して、最低限の文化的な生活ができる様な救済給付制度にしてほしいです。
- ③ 家族を支えている世帯主が発病した場合、収入がなくなり家族としての機能が破綻していく中、多方面からの支援活動が必要と思います。家族・遺族への手厚い救済制度に取り組んでほしいです。

以上中皮腫患者当事者として、この6年間の体験を踏まえ切なる願いを込めての意見・要望とさせていただきます。

要望書

娘(栄見子)が亡くなってから、21年目と取りました。
この間、亡くなった当時は、病名が悪性中皮腫
との事、治療方法も無い病気と言われ、何の事か
理解が出来ませんでした。

それが10年後のあのケボクシウツクニュースにより
原因がアスベスト、石綿による病気であったと知り
心底 おどろきました。

私の娘の場合は、応国により、アスベスト
被害者として認定されました。環境汚染です。
今まで家族には遺族年金等の話は皆無でした。

この機会に是非、石綿環境汚染によって
死亡した人への無念の気持と尊厳を持って
他の遺族の方と同じ様に、遺族年金が
支払われる事を切にお願い致します。

金額としてはよく解りませんが、

労災認定を参考して頂きます様に
お願い致します。

希望(1ヶ月8万~10万)

櫻庭栄見子 1995. 9. 16没 50才

母 櫻庭 美どり 76才

2016. 7. 19.

私の弟のことです。

昨年10月に弟はびまん性胸膜肥厚によって亡くなりました。65歳でした。

弟は2006年に突然肺が真っ白になり、緊急入院いたしました。胸膜が腫れているということで、まず中皮腫が疑われましたが、その後ハッキリしないまま自宅に帰されました。以来、どんどん体重が落ちていき肉体的に過酷な配管工の仕事が長くは続けられないほどに弱っていきました。何回か入退院を繰り返しまして、ようやく3年半ほど前に石綿による胸膜肥厚と認定され、独立行政法人環境保全機構から支援を受けることになったのです。

この時、弟は61歳でしたので、支給される10万円のほかに、年金をまえどりしようと社会保険事務所にしゅうきしました。その時、労働基準監督署に行くことを勧められたのですが、時には4時間に及ぶ調書づくりで、酸素吸入器をつけたままで疲れ果てた弟は、何回か労働基準局に出向いたあと、結果を待たずに申請を取り下げました。

ところが亡くなってみて、残された家族は全く遺族補償がなされないとのこと。私は環境再生保全機構に電話をしまして、家族の困窮を訴えましたが、福祉の方に相談してくださいとのこと。また労働局にも電話しましたが、「お宅は環境再生保全機構から十分な支援を受けているのではないか。あと困っているなら生活保護を申請したらどうですか。」と言われました。どちらも生活保護にと言われたので、私は本気で保護課に相談しました。保護課にアスベスト疾患の遺族補償のルールがあるのではないかと考えたからです。

そうしているうちに、昨年の暮れに知人から新聞に家族会の連絡先が書いてあったから電話してみたらと言われてののです。家族会はすぐ連絡がつき、なんと明けての今年の1月8日に事務局の方が来て下さり、一緒に労働基準局に行ってくださいだったので。行政の冷たさに打ちひしがれていた私たちにとって家族会とは奇跡のような出会いでした。あれから半年後、つい先週のことですが(7/7)前回と同じ証言をもとに労災による遺族補償の門が開かれたのです。

弟の介護とその後の生活の不安が影響してか、義妹は体調をくずしたままです。これまでは経済的な不安でゆっくり病院にもかかれずに来ていますので、これからは療養生活を保障してやりたいと思っています。私自身もわずかな年金で義妹家族に寄り添ってきましたが、家族会のおかげで心から救われた思いです。

まだまだ、この降ってわいたような幸運に実感がともなっていませんが、これからは義妹たちのような救済を受けられず困っている人々に寄りそえたらと願っています。

福岡県在住 遺族

私の夫は、悪性胸膜中皮腫のため、2014年に亡くなりました。67歳でした。

夫は、人一倍健康には気をつかう人で、ガン検診も定期的に受けていました。しかし、中皮腫は突然発症しました。

あまりに突然の病気で、医師から「悪性胸膜中皮腫」という病名を告げられた時は、本当に頭の中が真っ白になりました。胸水が溜っている状態と診断されてすぐに入院し、私も病院に泊まり込んで看病しました。そこから2年半、共に病気と闘うことになったのです。

夫は若い頃にタイル工として修行し、その後独立して自営業となり、ずっと家族のために懸命に働いてきました。夫が若いころに1年ほど働いていた会社は、当時、様々な公共事業を受注していました。夫はそこで、病院や体育館などの建設現場に入り、タイル貼り工事に従事しました。アスベストの吹き付け工事が行われていた同じ現場で、タイル貼りの作業をしていたのです。「キラキラと石綿が舞っていた現場で働いていた。石綿を吸ったとしたら、あの時期しか考えられない」と、生前繰り返し語っておりました。

地元の労働基準監督署にも相談に行きました。労災申請をしたいと言うと、労基署の担当者は、「その会社の証明をもらってください。石綿のほこりがある職場だった証拠も出さないと無理ですよ」と非常に冷たい対応で、取り合ってくれませんでした。夫が若いころに勤めていた会社に問い合わせると、「うちの仕事は石綿にはまったく関係ない」と強く否定され、協力を拒否されました。中皮腫との診断を受けて懸命に治療に奔走しているときでしたから、夫にも私にも、労災申請にそれ以上時間を割く余裕は到底なく、申請を諦めるしかありませんでした。そこで、石綿健康被害救済法の救済給付に申請をして、認定されました。

私の夫は家族を支える大黒柱として一生懸命働いてきました。お金のことはあまり言いたくありませんが、国の救済制度として出される救済給付の療養手当はあまりに不十分です。月に10万円ほどの支給では、大黒柱が倒れた家族は生活できません。

また、救済制度には遺族の生活への補償が一切ありません。夫が亡くなった後、救済給付の手当は無くなり、遺族年金もありません。私は今、救済制度からも労災制度からも、何も受け取っていません。夫も家族のことを心配しながら亡くなっていきました。

生前、夫は「悔しい」「悔しい」と繰り返し言っていました。国がアスベストを使うことを推進したから、夫はアスベストを吸って倒れたのです。本人や家族の責任ではありません。なぜ、本人も家族も、こんなに苦しまねばならないのでしょうか。

中皮腫患者の遺族として、国の救済制度はあまりに不十分であると感じています。また、中皮腫の労災申請の対応も改善して欲しいと思います。もっと親身に、もっと迅速に、アスベストの被害者とその家族が充実した補償や支援を受けることができる制度を整備して頂きたいと強く願っております。

齊藤和子（女、52歳） 神奈川県横浜市在住

2015年8月に「胸膜中皮腫」発症 同年10月に手術（胸膜切除肺剥皮術）を行う
現在は通院での抗がん剤治療中

1964年（当時1歳）から1986年（22歳）まで、神奈川県横浜市にある県営団地に居住していました。この団地の天井には、吹き付けアスベストが使用されていて、アスベストの撤去及びコーティング工事が行われるまでの約20年間 アスベストの真下で生活していました。

職業ばく露は考えられないので、県営団地に居住していたことによりアスベストばく露し、「胸膜中皮腫」が発症したと考えられます。

私と同様に、居住空間にアスベストが使用されていた住宅に住んでいた方は、アスベストばく露した可能性が高いと思われますので、対象住人の全員に対して次のとおり要望します。

- 1、アスベスト関連疾患の発症リスクを注意喚起し、説明すること。
- 2、定期的な健康診断を、実施すること。
- 3、発症された方には、何らかの補償をすること。

また、治療中、特に感じたことは、交通費（タクシー代）の事です。
手術や抗がん剤後に体力が低下し、歩くのがやっとの時でも、治療のため通院しなければなりません。いつもは家族の協力で自家用車を使用できても、それが無理な場合には、やむなくタクシーを使用するしかありません。
治療のためには通院しなければならず、必要に迫られて使用するタクシーも交通費として認めて欲しいと、強く思います。